

横須賀三浦ブロックごみ処理広域化基本構想（素案）

－ 中 間 報 告 －

平成 16(2004)年 3 月

横須賀三浦ブロック広域連合設立準備協議会

横須賀市・鎌倉市・逗子市・三浦市・葉山町

横須賀三浦ブロックごみ処理広域化基本構想（素案）－中間報告－

目 次

1	ごみ処理の広域化に向けて	1
1.1	広域化の必要性	1
1.2	広域化の効果	1
2	広域化に係る基礎的事項	2
2.1	将来推計人口	2
2.2	広域処理対象ごみ量の推計	3
2.3	広域処理対象ごみと分別区分	4
2.4	各市町の役割と広域処理の範囲	5
3	広域処理開始前に各市町が取り組むごみ処理の内容	6
3.1	減量化・資源化目標量の設定	6
3.2	減量化・資源化目標への取り組み	7
3.3	効率的な運搬体制の整備	7
3.4	家具等粗大ごみの有姿回収の促進	7
4	広域で取り組むごみ処理の内容	8
4.1	ごみ処理に関する計画の策定	8
4.2	ごみ処理システムの構築	8
4.3	広域での資源化	9
4.4	広域処理への移行期間におけるごみ処理体制	9
5	広域処理施設の整備	10
5.1	施設整備にあたっての基本的な考え方	10
5.2	広域処理施設の配置及び施設整備時期	11
5.3	広域処理施設の建設費用及び維持管理費用	12
5.4	運搬体制の整備	12
6	今後の検討課題	13

1

ごみ処理の広域化に向けて

1.1 広域化の必要性

- ・ 4市1町では、単独でごみ処理問題を解決することが困難な状況にあり、ごみ処理の広域化が必要になります。

4市1町(横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町)では、焼却施設の老朽化や最終処分場の確保難、循環型社会の構築に向けた新たな資源化施設の整備などの課題を抱えており、廃棄物処理施設用地の確保難や財政上の理由等から、単独でごみ処理問題を解決することが極めて困難な状況にあります。

このような状況のもと、複数の自治体が共同でごみの減量化・資源化に取り組み、焼却量・埋立量の減量化を図り、循環型社会の構築に向けたごみ処理の広域化が必要となっています。

1.2 広域化の効果

- ・ 広域化によりごみの減量化・資源化や環境面、財政面で効果が期待できます。

○減量化・資源化面

ごみの減量化・資源化の共通目標値を設定することで資源化率が約 36%から約 61%に向上し、焼却量・埋立量を大幅に減量することが見込まれます。

○環境面

処理施設を集約することで設備基数が削減され、未利用エネルギーを効率的に活用することによって環境負荷の低減を図ることが可能となります。

○財政面

広域化することで施設建設費及び維持管理費のスケールメリットが期待できます。

2

広域化に係る基礎的事項

2.1 将来推計人口

- ・平成22(2010)年度の将来推計人口は約73万人と見込まれます。

4市1町における将来推計人口は、各市町における総合計画等の将来予測からみると、広域処理施設稼動目標の平成22(2010)年度には、約73万人と見込まれます。

表1 将来推計人口

(単位：人)

	4市1町計	横須賀市	鎌倉市	逗子市	三浦市	葉山町
平成16(2004)年度	742,679	430,535	167,600	60,172	53,032	31,340
平成17(2005)年度	741,716	429,978	167,300	59,946	52,992	31,500
平成18(2006)年度	740,173	429,195	166,700	59,688	52,930	31,660
平成19(2007)年度	738,256	428,164	166,000	59,404	52,868	31,820
平成20(2008)年度	736,125	426,879	165,400	59,086	52,780	31,980
平成21(2009)年度	733,283	425,331	164,400	58,734	52,678	32,140
平成22(2010)年度	730,864	423,864	163,800	58,350	52,550	32,300
平成23(2011)年度	729,442	423,864	162,800	57,938	52,400	32,440
平成24(2012)年度	727,855	423,864	161,700	57,497	52,214	32,580
平成25(2013)年度	726,210	423,864	160,600	57,028	51,998	32,720
平成26(2014)年度	724,436	423,864	159,400	56,532	51,780	32,860
平成27(2015)年度	722,404	423,864	158,000	56,008	51,532	33,000

出典：各市町資料

2.2 広域処理対象ごみ量の推計

・平成 22(2010)年度の広域処理対象ごみ量は約 20 万トンと推計されます。

平成 14(2002)年度の各市町のごみ処理実績に減量化・資源化の効果を踏まえて推計した平成 22(2010)年度の広域処理対象ごみ量は、表 2 のとおりです。

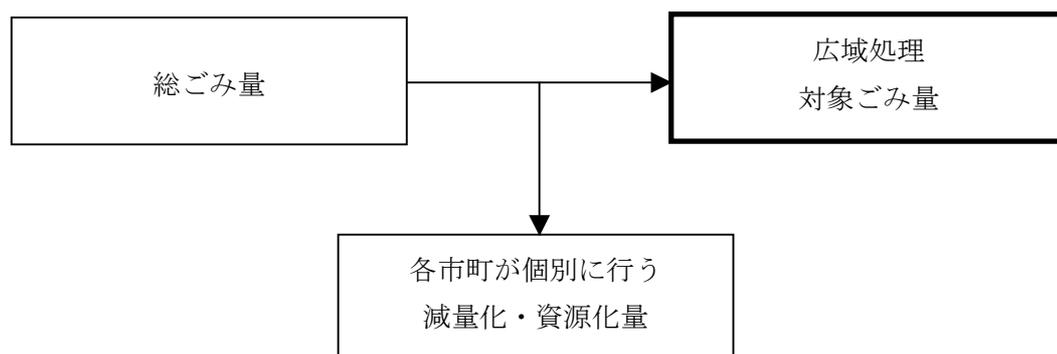
表 2 平成 22(2010)年度の広域処理対象ごみ量の推計

(単位：t/年)

	合計	横須賀市	鎌倉市	逗子市	三浦市	葉山町
①総ごみ量*	318,400	184,800	70,000	25,300	23,500	14,800
②各市町が個別に行う 減量化・資源化量	107,900	62,500	24,200	8,600	7,800	4,800
③広域処理対象ごみ量 (①-②)	210,500	122,300	45,800	16,700	15,700	10,000

※ 総ごみ量は、収集量、直接搬入量、集団回収量等の実績から推計した量

注 数値は、実績等の推移により変更することがあります。



広域処理対象ごみ量のイメージ

2.3 広域処理対象ごみと分別区分

- ・ 広域処理対象ごみは、可燃物（生ごみ、植木剪定枝を含む）・不燃物・粗大とします。

ごみ処理の広域化に伴う広域処理対象ごみの種類及び分別区分は、表3のとおりです。

表3 広域処理対象ごみの分別区分

分別区分	可燃物	不燃物	粗大	
			可燃性粗大	不燃性粗大
（主な 種類 品目 例示）	生ごみ 植木剪定枝 資源化できない紙 皮革製品 紙おむつ等	ガラス・陶器 プラスチック製のお もちゃ等 （容器包装プラス チック以外のプラス チック）	タンス 書棚・食器棚等	ビデオデッキ オーディオ機器 照明器具等

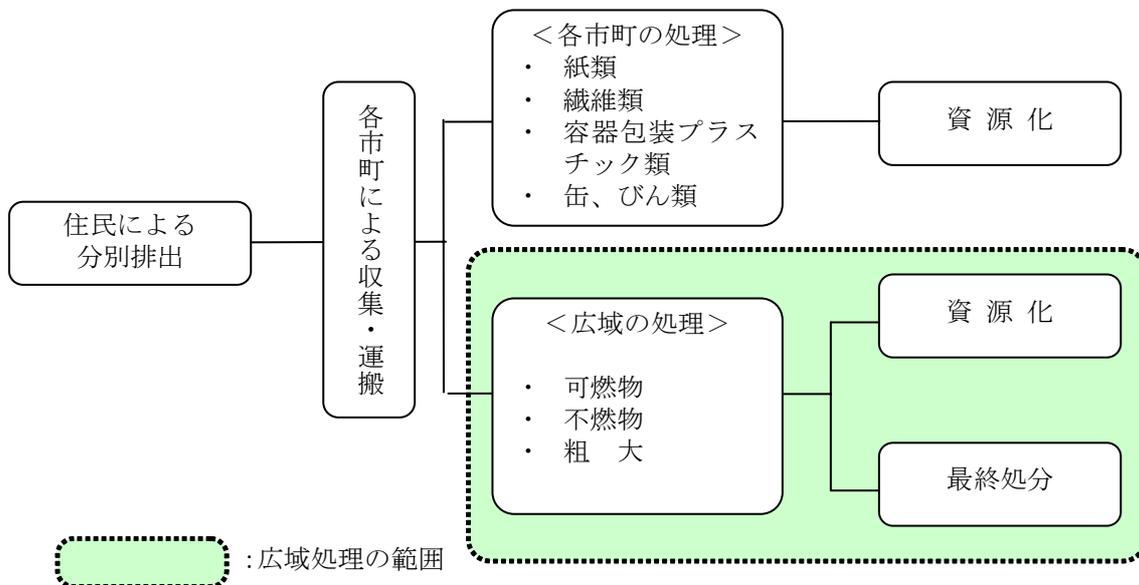
注 市町によっては、分別区分が異なる場合があります。

2.4 各市町の役割と広域処理の範囲

- ・各市町は収集及び処理施設までの運搬を行います。
- ・各市町は資源化対象物（紙類、繊維類、容器包装プラスチック類、缶・びん類）の減量化・資源化を行います。
- ・広域では広域処理施設搬入後からの処理・処分を行います。

各市町と広域のごみ処理の範囲を図1に示すように役割を分担することによって効率的なごみ処理を目指します。

図1 各市町の役割と広域処理の範囲



3

広域処理開始前に各市町が取り組むごみ処理の内容

3.1 減量化・資源化目標量の設定

- ・ 1人が1日に減量化・資源化する目標量は404gとします。

各市町では、広域施設でのごみ処理開始前までに、減量化・資源化を積極的に進め焼却量・埋立量をできる限り少なくすることとしています。

各市町が行う減量化・資源化については、現状における資源化実績の最高値を基に表4のとおり減量化・資源化目標量を設定します。

表4 減量化・資源化目標量

ごみの種類	減量化・資源化目標量		構 成 品 目
	g / 人・日 ^{※1}	t / 年 ^{※2} (各市町合計)	
紙 類	244	65,200	新聞、雑誌、段ボール、 その他の紙
繊維類	18	4,700	古着、古布
容器包装 プラスチック類	75	20,000	ペットボトル、 容器包装プラスチック
缶・びん類	67	18,000	スチール・アルミ缶、びん、 その他の金属等
合 計	404	107,900	

※1 住民1人が1日あたりに減量化・資源化する量

※2 各市町が1年間で減量化・資源化する合計量

注 数値は、実績等の推移により変更することがあります。

3.2 減量化・資源化目標への取り組み

- ・各市町は、減量化・資源化目標の達成に向けて積極的に取り組む必要があります。

各市町は、減量化・資源化のための普及啓発活動等を積極的に行い、減量化・資源化目標を達成する必要があります。

また、適宜、減量化・資源化目標達成状況の検証を行い、減量化・資源化における実施手法の検討及び情報の共有を図っていきます。

3.3 効率的な運搬体制の整備

- ・広域処理に対応した効率的な運搬体制の検討が必要になります。

現状では、各ステーションからごみを収集し、資源化施設・中間処理施設を経て最終処分場へ運搬する一連の流れを各市町が独自に行っています。

広域で処理するごみは、各市町が収集し広域処理施設まで運搬することとなります。各市町は、広域処理に対応した効率的な運搬体制の検討が必要になります。

3.4 家具等粗大ごみの有姿回収の促進

- ・再使用が可能な家具等については有姿回収を促進し、ごみの減量化を進めます。

家具等の粗大ごみについても破砕して処理するだけでなく、再使用が可能なものについては有姿回収を促進し、既存施設等で展示して住民に提供し、ごみの減量化を進めます。

4 広域で取り組むごみ処理の内容

4.1 ごみ処理に関する計画の策定

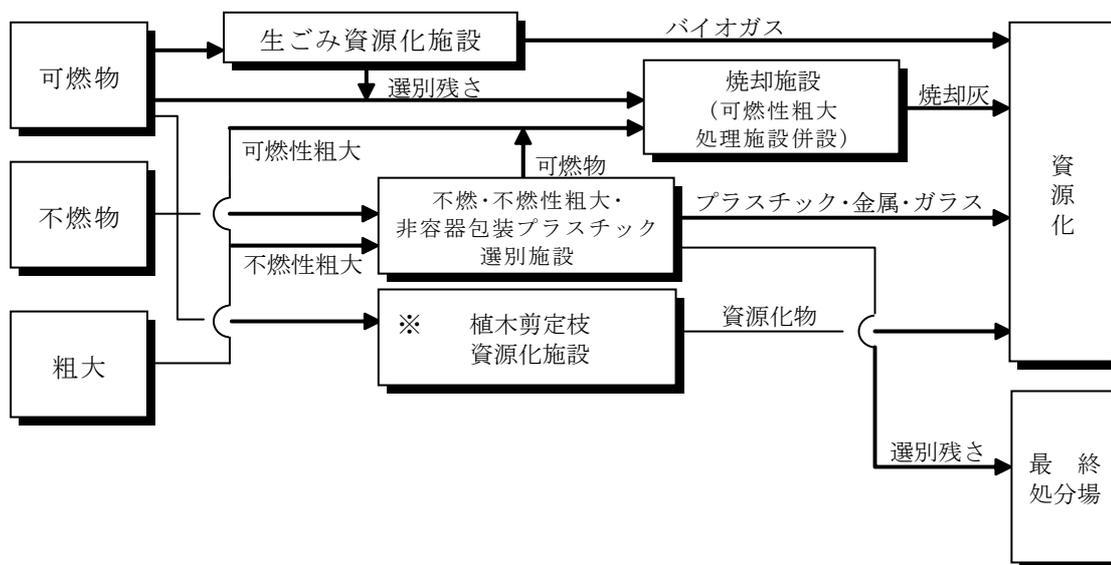
・ごみ処理に関する計画を策定し、各市町が連携してごみの広域処理を推進していきます。

ごみ処理の広域化にあたっては、総合的かつ計画的にごみの広域処理を推進していくことを目的として、「一般廃棄物処理計画」（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項）及び「廃棄物循環型社会基盤施設整備事業計画」（環境整備課長通知平成6年衛環第298号）を策定します。

4.2 ごみ処理システムの構築

広域で対応するごみ処理システムは図2のとおりとします。

図2 ごみ処理システム



※ 植木剪定枝の資源化については、継続して安定した需要が求められていることから供給先を含め資源化方法については、今後も検討を進めていきます。

注 具体的な施設整備にあたっては、直近のデータに基づき、国・県の動向、減量化・資源化の状況、最新のごみ処理技術等を踏まえて柔軟に対応していきます。

4.3 広域での資源化

・広域ではさらに資源化を推進します。

各市町では、現在も焼却施設での余熱利用や焼却灰の溶融固化等の資源化に取り組んでいます。広域では、各市町から搬入された処理対象ごみの中から、表5のとおりさらに資源化を推進します。

表5 広域での資源化量

(単位：t/年)

広域での資源化対象物	資源化量
生ごみ	56,200
不燃・不燃性粗大・ 非容器包装プラスチック	6,800
植木剪定枝	32,300

注1 植木剪定枝の資源化については、継続して安定した需要が求められていることから供給先を含め資源化方法については、今後も検討を進めていきます。

2 数値は、実績等の推移により変更することがあります。

4.4 広域処理への移行期間におけるごみ処理体制

・各市町との相互協力により4市1町の自区内で処理を行います。

ごみ処理の広域化を実施するためには、新たな広域処理施設の整備が必要となります。しかしながら、新たな施設を整備するには各市町が現在ごみ処理に使用している既存用地を活用するため、稼動中の施設を解体する場合があります。

稼動中の施設を解体することによりその各市町のごみ処理が滞らないよう、各市町では相互協力により、できる限り4市1町の自区内でその処理を行います。

5

広域処理施設の整備

5.1 施設整備にあたっての基本的な考え方

- ・処理対象ごみからもできる限り資源物を回収し、焼却量及び埋立量の減量化を図ります。
- ・環境に配慮します。
- ・各市町が役割を分担します。

広域処理の施設整備にあたっては、処理対象ごみからできる限り資源物を回収し、焼却量及び埋立量の減量化を図ることを基本とするとともに、最新の技術を導入して環境に配慮します。

また、各市町が役割を分担し、必要に応じて既存施設の有効利用を図るものとし、最終処分場は、焼却施設を設置している自治体には原則設置せず、同一自治体の区域内に連続して設置しないことを基本とします。

なお、具体的な施設整備にあたっては、直近のデータに基づき国・県の動向、減量化・資源化の状況、最新のごみ処理技術等を踏まえ柔軟に対応していきます。

5.2 広域処理施設の配置及び施設整備時期

- ・ 広域では中間処理施設及び最終処分場を配置します。
- ・ 広域処理施設は、各市町で分担して配置します。

表 6-1 広域処理施設の配置及び施設整備時期(植木剪定枝を資源化した場合)

処理施設の種類		処理対象区域	処理規模	施設配置	施設稼働目標時期
焼却施設 (可燃性粗大処理施設併設)		横須賀市・三浦市・葉山町	290t/日	横須賀市	平成 22 年度
		鎌倉市・逗子市	120t/日	逗子市	検討中
不燃・不燃性粗大・非容器包装プラスチック選別施設		4市1町	80t/5h	鎌倉市	平成 22 年度
最終処分場		4市1町	160,000m ³ (7,000 t/年)	三浦市	平成 22 年度
生ごみ 資源化施設	生ごみを含む 可燃ごみを対象	横須賀市・三浦市・葉山町	390t/日	横須賀市	平成 22 年度
	生ごみを対象	鎌倉市・逗子市	80t/日	鎌倉市	検討中
植木剪定枝資源化施設		4市1町	120t/日	葉山町	検討中

表 6-2 広域処理施設の配置及び施設整備時期(植木剪定枝を資源化しない場合)

処理施設の種類		処理対象区域	処理規模	施設配置	施設稼働目標時期
焼却施設 (可燃性粗大処理施設併設)		横須賀市・三浦市・葉山町	360t/日	横須賀市	平成 22 年度
		鎌倉市・逗子市	130t/日 [※]	逗子市	検討中
不燃・不燃性粗大・非容器包装プラスチック選別施設		4市1町	80t/5h	鎌倉市	平成 22 年度
最終処分場		4市1町	160,000m ³ (7,000 t/年)	三浦市	平成 22 年度
生ごみ 資源化施設	生ごみを含む 可燃ごみを対象	横須賀市・三浦市・葉山町	400t/日	横須賀市	平成 22 年度
	生ごみを対象	鎌倉市・逗子市	80t/日	鎌倉市	検討中

※ 焼却施設(処理対象区域:鎌倉市・逗子市)の処理規模は、現在、資源化を実施している鎌倉市の植木剪定枝を除いて推計しています。

注1 植木剪定枝の資源化については、継続して安定した需要が求められていることから供給先を含め資源化方法については、今後も検討を進めていきます。

2 数値は、実績等の推移により変更することがあります。

5.3 広域処理施設の建設費用及び維持管理費用

表 7-1 広域処理施設の建設費用及び維持管理費用(植木剪定枝を資源化した場合)

処理施設の種類	建設費用	維持管理費用※
焼却施設(可燃性粗大処理施設併設) ----- 生ごみ資源化施設(横須賀市・三浦市・葉山町分)	229.0 億円	3.81 億円/年
不燃・不燃性粗大・非容器包装プラスチック選別施設 ----- 生ごみ資源化施設(鎌倉市・逗子市分)	41.0 億円 27.0 億円	0.78 億円/年 1.40 億円/年
焼却施設(可燃性粗大処理施設併設、鎌倉市・逗子市分)	78.9 億円	1.64 億円/年
最終処分場	28.5 億円	0.48 億円/年
植木剪定枝資源化施設	未定	未定

表 7-2 広域処理施設の建設費用及び維持管理費用(植木剪定枝を資源化しない場合)

処理施設の種類	建設費用	維持管理費用※
焼却施設(可燃性粗大処理施設併設) ----- 生ごみ資源化施設(横須賀市・三浦市・葉山町分)	271.3 億円	4.21 億円/年
不燃・不燃性粗大・非容器包装プラスチック選別施設 ----- 生ごみ資源化施設(鎌倉市・逗子市分)	41.0 億円 27.0 億円	0.78 億円/年 1.40 億円/年
焼却施設(可燃性粗大処理施設併設、鎌倉市・逗子市分)	87.8 億円	1.82 億円/年
最終処分場	28.5 億円	0.48 億円/年

※ 維持管理費用は人件費を除きます。

注 1 費用は、平成 15 年度に実施したプラントメーカーへのアンケートに基づくものです。

2 施設整備や維持管理に要する費用については、縮減に向けさらに検討をします。

5.4 運搬体制の整備

- ・ 広域処理に対応した効率的な運搬体制の整備を図ります。

広域処理施設からのごみの運搬は、交通や環境に配慮し、効率的な運搬体制の整備を図ります。

○ 広域組織

ごみ処理に関する事務を広域で処理するため、広域連合を設立することとしていますが、処理方法を統一することが困難な状況となってきたため、広域組織については、さらに検討を進めます。

○ 植木剪定枝の資源化

各市町から排出された植木剪定枝全量を資源化して循環させるには、継続して安定した需要が求められていることから供給先を含め資源化方法については、国・県の動向に注視し様々な角度から検討を進めます。

○ 負担割合と財政計画

構成団体の経費負担方法(負担割合)及び財政計画について調整を図ります。

横須賀三浦ブロックごみ処理広域化基本構想（素案）

— 中 間 報 告 —

平成 16(2004)年 3 月

横須賀三浦ブロック広域連合設立準備協議会

横須賀市・鎌倉市・逗子市・三浦市・葉山町